

暮らしの110番



●警察への事件
事故の急報 **110番**

●火事・救助
救急車 **119番**

電気

24時間受付

■「アレ、停電かな!？」

突然電気が消えたとき

- ①まず分電盤のアンペアブレーカーの「入・切」を見る。
- ②「切」のとき、全てのブレーカーを「切」にする。
- ③アンペアブレーカーを「入」にする。
- ④漏電ブレーカーを「入」にする。(漏電ブレーカーのテストボタンを押して「切」になればそこまで電氣は流れています。)
- ⑤順番に安全ブレーカーを「入」にする。

※わからない場合は、お問い合わせください。

〈東北電力コールセンター〉 ☎0120-175-366

ガス

24時間受付

■「ガスくさい!」と思ったら…

- ①窓や戸を大きく開けて換気を!
 - ②ガス栓・メーターガス栓を閉める。
 - ③休日・夜間を問わず、東部ガスに連絡してください。
- ※火気厳禁!換気扇・電灯などスイッチに手を触れないでください。

都市ガスの場合

〈東部ガス(株)福島支社〉
郡山市大町2-17-4
☎932-3333

プロパンガスの場合

ご利用の販売店へ

病院

■ 休日や夜間に具合が悪くなったら 夜間にお子さんの具合が悪くなって心配な方は…

- 福島県子ども救急電話相談
看護師や医師が、対処方法や医療機関を受診すべきかどうかアドバイスを。
時間/毎日19:00～翌朝8:00
☎#8000(局番なし)または024-521-3790

- 子どもの救急(日本小児科学会ウェブサイト)
医療機関受診の目安や対処方法を
確認できます。

■ 休日や夜間に医療機関を受診したい方は…

- 休日・夜間急病センター
住所/郡山市上龜田1-1
時間/夜間(毎日(1/1除く))19:00～22:00 内科・小児科
昼間(日・祝日)9:00～17:00 内科・小児科・歯科
☎934-5656

- 休日のお医者さん
時間/(日・祝日)9:00～17:00
内科・小児科ほか

水道

■ 漏水をみつけたら… (宅地内の場合)

- ①メーターが回っている場合、応急手当として、メーターボックス内のオレンジ色のバルブを最後まで閉めて水を止めてください。(閉めている途中、バルブの脇から水が出ますが、心配ありません。)
- ②宅地内の給水管はお客様の財産ですので、修理や調査は、原則としてお客様に行っていただきます。郡山市指定給水装置工事事業者へ連絡し、修理などの依頼をしてください。なお、ご不明な点は上下水道局にお問い合わせください。

給水装置工事事業者一覧は、市ウェブサイトでご覧いただけます。

〈郡山市上下水道局〉 郡山市豊田町1-4

☎932-7641 (平日:午前8時30分～午後5時15分)

☎932-5236 (上記時間外)

24時間受付

電話

■ 「故障かな?」と思ったら…

- 受話器を取っても音がしない
 - 会話中に雑音が入るなど
- 113番へ**

「お話中が長い」と思ったら…114番へ

「電話に関する各種手続きのご案内及び

お問合せは」…116番へ

〈NTT東日本-東北福島支店〉 郡山市駅前1-10-1

NHK

■ 「アレ、映り具合がおかしい!？」

いつもきれいに写っているテレビも、アンテナが壊れていたり、ケーブルの接触不良により具合がおかしくなります。電気屋さんに診てもらいましたか?

- NHKテレビ放送の受信に関する電話相談は
〈NHKナビダイヤル〉

☎0570-003434

受付時間 午前9時30分～午後6時 (土・日・祝祭日は休)

ようこそ郡山市へ

福島県のほぼ中央に位置する人口約33万人の郡山市。東京から新幹線で最速77分。東西南北には高速道路と鉄道が走り、近くには福島空港もあるなど交通の要衝となっています。2017年4月には、磐越西線に新たな駅「郡山富田駅」が開業し、さらに生活が便利になりました。

明治時代、日本初の国営開拓事業として行われた^{あさか}安積開拓と国営農業水利事業の安積疏水の開さくを機に経済県都(商都)として発展を遂げました。北に高村光太郎の詩集「智恵子抄」で知られる安達太良山、東に阿武隈山系、西に猪苗代湖と、豊かな自然に囲まれています。

湖南町にある標高1,000mの郡山布引風の高原には、国内最大級の風力発電用の風車が33基立ち並び、巨大風車と、猪苗代湖や磐梯山を見渡せる景色は、まさに絶景。

食では、郡山産米「あさか舞」をはじめ、新鮮で豊富な種類の野菜や果物、そば通をもうならせる「湖南高原そば」など、郡山はおいしいものの宝庫でもあります。

春は桜、夏は祭りに花火、秋は食と文化に紅葉、冬は温泉にお酒など、四季折々の魅力が満載の郡山。子どもたちに夢を与える科学館(スペースパーク)や国内でも珍しいイギリス近代美術を収蔵した市立美術館など、皆さんの創造力や好奇心を刺激する暮らしが、このまちにはあります。

■福島県郡山市

東経	140°02' 10"~140°33' 52"	東西	最長 46.78km
北緯	37°15' 58"~37°37' 34"	南北	最長 39.95km
標高	海拔245m(市役所)	面積	757.20km ²

■郡山市の人口 令和2年1月1日現在

世帯数	人口
141,760世帯	322,996人

■ご注意 この本に掲載しているデータは一部の例外を除いて2020年1月31日現在のものです。内容にお気づきの点がありましたら編集室までご連絡ください。



がくとくん
平成22年3月20日に誕生した郡山市イメージキャラクターのがくとくん。郡山市を「日本一魅力あるまち」にするため、毎日がんばっています。

おんぶちゃん
がくとくんの妹、おんぶちゃん。恥ずかしがり屋さんなので、お出かけはいつもおんぶちゃんのがくとくんと一緒にです。

もくじ

- 暮らしの110番 2
- ようこそ郡山市へ 3
- 引越し手続き早分かりガイド 4
- 官公庁への手続きガイド 5
- ゴミの分け方・出し方 8
- 公共サービス [電気] 10
- 公共サービス [ガス] 11
- 公共サービス [電話] 12
- 公共サービス [水道/警察/消防/郵便] 13
- 公共サービス [テレビ/情報メディア/新聞] 14
- 金融機関 18
- 交通機関 [郡山駅/タクシー/運転代行/空港] 20
- 交通機関 [バス] 22
- マイカー 24
- 医療機関 26
- 健康 31
- 出産・育児 32
- 保育・幼稚園・認定こども園 34
- 小学校・中学校・高校・大学・専門学校 38
- 福祉のガイド [障がい者/高齢者/介護] 42
- 生保・損保ガイド 45
- 働く 46
- ペットと暮らし 47
- 葬祭ガイド 48
- 市内のスポーツ施設 50
- 市内の文化教養施設・名所旧跡 52
- 温泉ガイド (磐梯熱海) 56
- とく得クーポン 58

虫の困りごと

ネズミ、ダニ、ゴキブリ、ハチ、シロアリ

0120-33-6418

ミナサン ムシイヤ

水の困りごと

流しのつまり、トイレのつまり

0120-300-812

ミンナスー パイプ



薬をまかない、新しいシロアリ防除法

セントリコン・システム

巣をまるごと退治 環境にやさしい 点検は年5回以上

餌と水のドクター

株式会社 協和エムザー

■本社・郡山営業所/郡山市並木二丁目14-4 ☎024-923-5035 FAX024-938-6910
■福島営業所/福島市小倉寺五丁目13 ☎024-521-6471 FAX024-521-6664
■いわき営業所/いわき市平南白土2-11-2 ☎0246-24-6418 FAX0246-24-4628
■アクアテック事業部/郡山市待池台一丁目55-30 ☎024-963-0345 FAX024-963-0344

よくみる よくきく よくかんがえて

郡山女子大学附属幼稚園

満3歳の誕生日を迎えた日から、随時入園できます。

本学幼児教育学科と一緒に学ぶ「劇とあそびのつどい」での発表が緊張しながら頑張りました!

どろんこの感触、そして自分達が口にするものを育てる体験「田植え体験」

2歳児クラス(つくし組)「預かり保育(月～土曜日)」
「学童保育」を開設しております。
詳細についてはお問い合わせください。

広い園庭で、心も体も楽しさいっぱい!

学校法人 郡山開成学園

郡山女子大学大学院
郡山女子大学
郡山女子大学短期大学部
郡山女子大学附属高等学校

〒963-8503
郡山市開成三丁目25番2号
TEL024(932)4848(代)
http://www.koriyama-kgc.ac.jp

引越し手続き早分かり表

忘れていた手続きはありませんか？参考にしてみてください。※手続きには、シャチハタ印は使用できません。

届出期間	種類	必要なもの・その他	届け出・問い合わせ先	関連ページ	チェック	
2週間前	公共料金の銀行口座ストップ	印鑑と通帳	取引き銀行	P.18		
	口座の住所変更	印鑑と通帳	取引き銀行	P.18		
	電気・ガス	窓口へ行くか、電話で引越日を通知	電気ガス	P.10 P.11		
	電話の新設・移転各種相談	「116」へ電話し、新設・移転したい住所と工事希望日を伝えます。電話新設の場合、身分証明書(健康保険証・運転免許証など)が必要となります。	NTT	P.12		
1週間前	転入届(1か月前から可能)	本人確認書類(届出人のもの) 印鑑(届出人のもの)	旧住所の市区町村役所	P.5		
	印鑑登録証の返却	印鑑登録証(登録者のみ)	市区町村役所	P.5		
	国民健康保険	印鑑と保険証 ※転入届と併せて手続きしてください。	市区町村役所	P.6		
	後期高齢者医療	印鑑と保険証	市区町村役所	P.6		
	福祉関係の手続き(児童手当など)	必要な証書などと印鑑、転出証明書	市区町村役所	P.7、33		
	NHK	現住所・名前と、引越日・新住所を通知	NHK	P.14		
	郵便物の転送	ハガキで新住所を知らせると向こう1年間転送される	旧住所の所轄郵便局	P.13		
3日~4日前	水道の閉栓	「領収証」または、「水道料金等のお知らせ」に記載されている「お客様番号」を電話でご連絡ください。	上下水道局	P.13		
	水道の開栓	住所・名前・水道使用開始日を電話でご連絡ください。				
	ガスの精算	引越前に、当日までの精算可能	各社の所轄営業所	P.11		
当日	ガスの閉栓	事前に電話でご連絡ください。	各営業所	P.11		
	ガスの開栓	事前に電話でご連絡ください。	各営業所	P.11		
14日以内	転入届	転出証明書、印鑑、本人確認書類(届出人のもの)、マイナンバーカード(お持ちの方)、通知カード(お持ちの方)、住基カード(お持ちの方)、在留カードなど(外国籍の方のみ)	郡山市役所	P.5		
	国民健康保険	印鑑 ※転入届と併せて手続きしてください。	郡山市役所	P.6		
	後期高齢者医療	後期高齢者医療負担区分等証明書または異動連絡票	郡山市役所	P.6		
	児童手当の請求	請求者名義の預金通帳、印鑑、請求者の保険証、マイナンバーが確認できる書類	郡山市役所	P.33		
	運転免許の住所変更	新住民票、免許証	新住所の所轄警察署または運転免許センター	P.24		
	15日以内	バイクの転入申告	(125cc以下)	廃車確認書など、印鑑	郡山市役所	P.6
			(125cc超 250cc以下)	届出済証、新住民票、印鑑、ナンバープレート、自賠責保険証明書など	転出先の運輸支局	P.6
			(250cc超)	車検証、新住民票、印鑑、ナンバープレート	管轄の軽自動車検査協会	P.6
	軽自動車の登録変更	車検証、新住民票、印鑑、ナンバープレート	管轄の軽自動車検査協会	P.6		
	自動車の登録変更	車庫証明書、車検証、新住民票、印鑑など	転出先の運輸支局	P.24		
お早めに	転校手続き(市立小・中学校)	在学していた学校からの在学証明書など 教育委員会からの転入学指定通知書	転入学先の学校	P.7		
	電気・ガス・水道・電話の銀行振替	新居での領収書、通帳、印鑑	取引き銀行	P.18		
	クレジットカードの住所変更	電話連絡	クレジットカード会社	P.18		
	飼育犬	鑑札	郡山市保健所	P.6 P.47		

官公庁 手続きガイド

まずは、郡山市役所か各地区の行政センター等で転入届などの手続きを。

他市区町村から転入、郡山市から転出したら

転入届は、引越した日から14日以内に、転出届は、転出が確定した日(1か月前)から届出をするよう定められています。なお、住所不定の状態が続くと、選挙権などの権利に支障をきたします。転出の届出をすると、転出証明書が交付されるので、それを持って新住所地の市区町村役所で、本人または同じ世帯の方が転入届の手続きをしてください。

市内で住所を移した時は

引越した日から14日以内に、転居届を届け出てください。

市民課 ☎924-2131 / 各行政センター・連絡所/各市民サービスセンター ※取扱日時についてはお問合せください。

種類	転入届	転出届
どのよう の場合な か	他の市区町村から郡山市に住所を移したとき	郡山市から他の市区町村に住所を移すとき
届出期間	転入した日から14日以内	転出する予定の1か月前から転出するまで
届出に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類(届出人のもの) ●転出証明書(前住所地の役所で発行) ●印鑑(届出人のもの) ●国民年金手帳(該当する方のみ) ●通知カード(お持ちの方のみ) ●マイナンバーカード(お持ちの方のみ) ●住基カード(お持ちの方のみ) ●在留カードなど(外国籍の方のみ) 	<ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類(届出人のもの) ●印鑑(届出人のもの) ●国民健康保険証(該当する方のみ) ●印鑑登録証(登録していた方のみ) ●後期高齢者医療被保険者証(該当する方のみ)

住民関係各種証明書 市民課 ☎924-2131

■証明書取得窓口→市民課・各行政センター・各連絡所・各市民サービスセンター
※本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住基カード、在留カードなど)の提示が必要です。

種類	手数料	ご注意ください	種類	手数料	ご注意ください
住民票の写し ・住民票記載事項証明書	1通 250円	本人、同一世帯員以外の方が、本人の代理として請求する場合は、委任状が必要となります。第三者が請求される場合は、正当な理由が必要です。(マイナンバー及び住民票コード入りのものは本人もしくは同一世帯の方からの請求のみとなります。)	戸籍記載事項証明書	1通 350円	必要な方は市民課までお問合せください。
戸籍謄本(全部事項証明書) ・戸籍抄本(個人事項証明書)	1通 450円	本籍が市外の方は、本籍のある市区町村へ請求してください。	届出受理証明書	1通 350円	当該届出書を提出し、受理した市区町村へ請求してください。届出人以外の方が請求する場合は本人からの委任状が必要です。
除籍謄本、抄本 ・改製原戸籍謄本、抄本	1通 750円	本籍が市外の方は、本籍のある市区町村へ請求してください。直系親族以外の方が本人の代理として請求する場合は、委任状が必要です。	婚姻届受理証明書 賞状タイプ	1通 1,400円	
戸籍の附票の写し	1通 250円		身分証明書	1通 250円	本籍が市外の方は、本籍のある市区町村へ請求してください。本人、配偶者、父母、子以外の方が請求する場合は委任状が必要です。
			広域交付住民票の写し ※郡山市民の方は他市区町村で、他市区町村の方は郡山市で住民票の写しを取得できます。	交付他市区町村の手数料(本市の場合1通 250円)	申請できるのは、本人及び同一世帯員のみです。「本籍」は表示できません。官公署発行の写真付身分証明書及び印鑑が必要です。

印鑑登録 市民課 ☎924-2131

■印鑑登録の手続き・証明→市民課・各行政センター・各連絡所・各市民サービスセンター
郡山市に住居登録をしている方は、一人1個に限り印鑑を登録することができます。
※15歳未満の方や成年被後見人の方は、印鑑登録はできません。[登録手数料 250円]

	申請時に必要なもの	交付
本人が来て本人確認ができる場合	①登録する印鑑 ②本人を確認できる次のいずれかのもの ア官公署が発行した免許証、許可証または、身分証明書(運転免許証、パスポートなど) イ官公署以外が発行した身分証明書(学生証など) ※ア・イには、本人の写真が貼ってあり、偽造防止の特殊加工がしてあるものに限る。 ウ在留カード エ郡山市に印鑑登録をしている者が保証人として署名し、印鑑登録番号と登録印鑑を押した「印鑑登録申請書」	「印鑑登録証」は即日交付
本人が来て上記の本人確認ができない場合	①登録する印鑑 ②上記②の身分証明書がない場合には、健康保険証、年金手帳、預金通帳などをお持ちください。	「印鑑登録証」は即日交付できません。申請後、郵送された照会回答書および窓口に来た方の本人確認ができる書類④を期限内に、持参した時に交付
代理人が申請する場合	①登録する印鑑 ②代理人の印鑑 ③「代理人選任届」または、委任状(いずれも本人が自署し、押印したもの) ④代理人の方の身分証明書(運転免許証、健康保険証、年金手帳、預金通帳など)もお持ちください。	

④健康保険証、年金手帳、預金通帳、上記のア・イ・ウなど

登録できない印鑑

- ①住民票に登録されていない文字が入っている印鑑
- ②氏名以外の事項が入っている印鑑
- ③ゴム印など変形しやすい印鑑
- ④印影の大きさが25mm以上または8mm以下の印鑑
- ⑤縁のない印鑑
- ⑥印面のき損、摩滅及び印影の判読が困難なもの
- ⑦すでに登録している印鑑
- ⑧通称三文判といわれる印鑑

■印鑑登録証明書(証明手数料1通250円)
「印鑑登録証」を必ずお持ちください。代理人が請求する場合は、本人の正確な住所、氏名、生年月日を確認し、本人の印鑑登録証をお持ちください。
市民課 ☎924-2131 / 各行政センター・連絡所/各市民サービスセンター
※取扱日時についてはお問合せください。

臨時窓口開設のご案内

郡山市では、引越しなどに伴う住所異動が特に多くなる3月下旬から4月上旬まで、下記のとおり臨時窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。なお、届出の種類により受付できない場合や再度お越しいただく場合がありますので、事前にお問合せください。

開設日	令和2年3月下旬~4月上旬
開設時間	<平日夜間>午後5時15分~午後7時 <土・日>お問い合わせください。
開設場所	市民課(市役所西庁舎1階)
取扱業務	○住民異動届(転入届・転出届・転居届など)の受付 ○住民票関係証明書・印鑑登録証明書・戸籍関係証明書の交付 ○所得課税証明書・納税証明書(車検に係る軽自動車税納税証明書を除く)の交付 ○印鑑登録の受付 ○戸籍届(婚姻届・出生届など)の受付 ※他市区町村に本籍、住所がある方についてはお預かりとなる場合があります。 <住民異動に関連する業務> ○国民健康保険の加入・喪失届 ○国民年金の加入・喪失届 ○児童手当の認定請求・消滅届 ○こども医療受給資格登録申請 ○転入学指定通知書・転学通知書の交付
取扱できない業務	○マイナンバーカード・住基カードを利用する業務(転入など) ○海外からの転入届 ○広域交付住民票の受付 ○保育所・幼稚園などの就学関係業務

お問合せ 市民課 ☎924-2131

マイルドホーム

検索

http://www.mildhome.net/

携帯電話はこちらから



郡山市内全域にペット可物件、礼金なし、保証人不要などいろいろな賃貸物件や土地、中古住宅、分譲マンションなどの売買物件、10%以上の年間利回りの投資物件など幅広く不動産を取扱っております。ホームページ、携帯サイトでご希望の物件が見つからない場合にはお気軽にお問合せください。お探し致します。



TEL 924-0050 福島県知事(10)第20175号 株式会社マイルドホーム 〒963-8002 福島県郡山市駅前2-5-10 営業時間/9:00~18:00 mail info@mildhome.net

国民年金に加入の手続きを

転入転出の際、厚生年金の資格を喪失している方は、国民年金加入の手続きをしてください。各種手続きは各個人で行うことになっています。手続きを忘れると、将来思わぬ不利益につながることもありますので、注意が必要です。国民健康保険課 ☎924-2141

国民健康保険加入の手続きを

転入手続きの際、職場の健康保険などに加入されていない方は、忘れずに加入手続きをください。手続きが遅れると国民健康保険税が、さかのぼって課税されます。また、転出される方で、郡山市の国民健康保険に加入されている方は、転出手続きの際には必ず国民健康保険証を持参してください。国民健康保険課 ☎924-2141

後期高齢者医療制度に加入している方は

転入・転出の際、住民異動の手続き終了後に、後期高齢者医療被保険者証を持参の上、後期高齢者医療制度の手続きをください。なお、65歳から74歳で一定の障がいがあり加入されている方で、転入後も引き続き加入を希望される場合は、忘れずに手続きをとるようにしてください。国民健康保険課 ☎924-2146

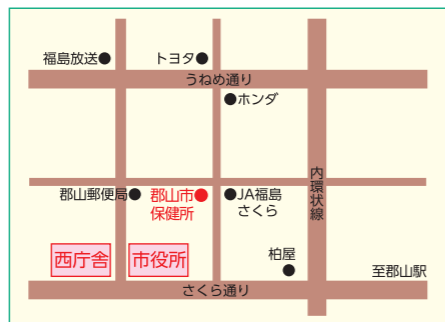
ペットを飼っている方は

■犬の登録の変更届

飼い主の住所に変更があった場合、犬の登録についても変更届が必要です。なお、「狂犬病予防注射」は毎年1回義務付けられています。詳しくはお問合せください。保健所生活衛生課 ☎924-2157

■その他のペットについて

人に対して危害をおよぼす恐れのある動物(ポアコンストラクターなどのヘビ類、ワニガメなど)は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、飼育の許可が必要となります。ペットショップで売買されている爬虫類関係についても、一部許可が必要なものがあります。詳しくは保健所生活衛生課 ☎924-2157までお問合せください。

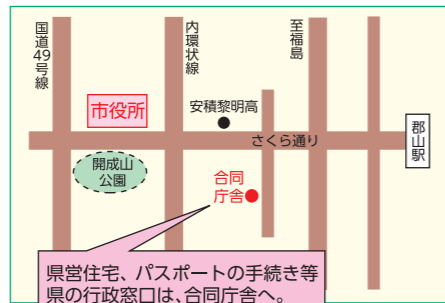


■保健所生活衛生課 ☎924-2157

パスポートをお持ちの方(合同庁舎へ)

氏名または本籍の都道府県名が変わった場合は、窓口での手続きが必要です。必要書類についてご案内いたしますので、事前に電話でお問合せください。なお、住所変更のみの場合、窓口での手続きは必要ありません。パスポートの「所持人記入欄」の現住所を二重線で消して、新住所を記入してください。

●県中地方振興局パスポートコーナー ☎935-1222



■郡山合同庁舎電話案内 ☎935-1200

マイカーやバイクに乗っている方は

■軽自動車の場合(三輪、四輪乗用、四輪貨物) 前の住所地で使用していた軽自動車を転入後も郡山市内で使用する場合、手続きが必要になります。手続きに必要なものは、ナンバープレート、所有者の印鑑(名義変更の場合は新所有者の印鑑も)、車検証、住民票などです。軽自動車検査協会コールセンター ☎050-3816-1837

■原動機付自転車、小型特殊自動車

前住所地で交付された廃車確認書と印鑑を持参して、市民税課または各行政センター(富田を除く)で登録してください。市民税課 ☎924-2081

■バイクの場合(125ccを超え、250cc以下)

軽自動車と同じ手続きが必要です。返納以外は自賠責保険証明書が必要です。東北運輸局福島運輸支局 ☎050-5540-2015

■バイクの場合(250ccを超えるもの)

手続きに必要なものは軽自動車の登録とほぼ同じになります。詳しくは下記に確認の上、手続きしてください。東北運輸局福島運輸支局 ☎050-5540-2015

■普通自動車→運輸支局へ

自動車検査証(車検証)に記載されている内容に変更が生じた場合は、手続きが必要です。手続きに必要なものは、ケースによって異なりますので、運輸支局へお問合せください。東北運輸局福島運輸支局 ☎050-5540-2015 ※運転免許証の住所変更については 郡山運転免許センター ☎961-2100 郡山警察署 ☎922-2800 郡山北警察署 ☎991-0110

ひとり親家庭の方は

前住所地で児童扶養手当を受けていた方は住所変更届を、離婚して郡山市に転入した場合は、新規申請をしてください。また、ひとり親家庭医療費助成の新規申請もしてください。こども支援課 ☎924-2411

18歳までの方は

18歳に達する日の属する年度の末日までの方の医療費(保険診療分に限る)を助成しています。こども医療費助成の新規申請をください。こども支援課 ☎924-2411

中学生までの子どもがいる方は

児童手当の新規申請をください。こども支援課 ☎924-2411

小中学校に子どもがいる方は(転校手続き)

市民課などで転入手続きをすると、その場で「転入学指定通知書」が交付されます。(転校の時期によっては、別途手続きが必要な場合もあります。)これを今まで在学していた学校から渡された「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」と一緒に新しい学校に提出してください。学校教育推進課 ☎924-2431

障害者手帳をお持ちの方は

転入による住所変更の届けが必要です。「身体障害者手帳」、「療育手帳」をお持ちの方は障がい福祉課 ☎924-2381、「精神保健福祉手帳」をお持ちの方は、保健所地域保健課 ☎924-2163へ届け出てください。また、障害支援区分認定を受けている方は、転出市町村の障がい福祉担当課に転出届を行い、交付された「障害支援区分認定証明書」を転入から14日以内に障がい福祉課窓口に出し、障害支援区分認定の申請をすれば、以前と同じ認定が受けられます。障がい福祉課 ☎924-2381

介護認定を受けている方は

転出市区町村から交付された「受給資格証明書」を異動日から14日以内に介護保険窓口に出し、要介護認定の申請をすれば、以前と同じ認定が受けられます。介護保険課 ☎924-3021

県営住宅に入居希望の方は(合同庁舎へ)

入居には一定の所得制限などの条件がありますので、入居希望の方は、お問合せください。県中地区県営住宅管理室(郡山合同庁舎内) ☎935-1518 土・日・祝 休み

市営住宅に入居希望の方は(市役所へ)

入居には一定の所得制限などの条件があります。また、申込者が複数の物件は抽選となります。入居希望の方は、お問合せください。住宅政策課 ☎924-2631

各種証明書のコンビニ交付サービス 市民課☎924-2131

全国のコンビニエンスストアで郡山市が発行する各種証明を取得できるサービスです。 ◆コンビニ交付を利用するには マイナンバーカード(利用者用電子証明書が搭載されたもの)が必要です。 ◆取得できる証明書 ①住民票の写し②印鑑登録証明書③戸籍謄抄本④戸籍の附票の写し⑤所得・課税証明書 ◆手数料 ①②④⑤…1通250円 ③…1通450円 ◆利用時間 6:30~23:00 土・日、祝日も利用可(③④は10:00~17:15) ◆利用店舗 全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、イオンリテール(一部対応していない店舗があります。) ※③④については本市が本籍地でない場合は、本市から証明書は発行できません。本籍地の自治体にコンビニ交付での証明書取得が可能かどうか及びその手数料についてお問合せください。 ※コンビニエンスストアでの証明書の取得は、手数料免除の該当にはなりません。

市役所案内窓口

市役所案内	☎924-2491
夜間休日受付	☎924-2491
住所/〒963-8601郡山市朝日1-23-7	
健康長寿課	☎924-2401
介護保険課	☎924-3021
地域包括ケア推進課	☎924-3561
障がい福祉課	☎924-2381
住宅政策課	☎924-2631
学校教育推進課	☎924-2431
市民・NPO活動推進課	☎924-3471
市民相談センター	☎924-2155
市民課	☎924-2131
国民健康保険課	☎924-2141
セーフコミュニティ課	☎924-2151
市民税課	☎924-2081
資産税課	☎924-2091
こども育成課	☎924-3541
3R推進課	☎924-2181
開発建築指導課	☎924-2371
道路維持課	☎924-2301

行政センター・連絡所など

富田行政センター	☎951-7200
大槻行政センター	☎951-1510
安積行政センター	☎945-0331
三穂田行政センター	☎954-2111
逢瀬行政センター	☎957-3000
片平行政センター	☎951-5080
喜久田行政センター	☎959-2003
和田行政センター	☎958-2111
富久山行政センター	☎932-6080
湖南行政センター	☎983-2111
熱海行政センター	☎984-3101
田村行政センター	☎955-3101
西田行政センター	☎972-2111
中田行政センター	☎973-2111
河内連絡所(逢瀬町)	☎957-3305
月形連絡所(湖南町)	☎982-2112
高瀬連絡所(田村町)	☎955-3115
二瀬連絡所(田村町)	☎975-2131
郡山市民サービスセンター	☎922-5544
緑ヶ丘市民サービスセンター	☎941-3711

郡山市民サービスセンター

郡山駅前2-11-1(ビッグアイ6階) 午前10時~午後7時 (毎週月曜日、年末年始[12/29~1/3]休所) ※平日の午後5時15分から午後7時まで及び土・日・祝日は住民異動の届出等一部取り扱いできない業務があります。 ☎922-5544

信頼(=Trust)を大切に。

福島県内での不動産選びはおまかせください

土地・住宅の売買 | 賃貸物件取扱い | 不動産買取 | 不動産管理

福島県知事(4)第2412号
有限会社 **ビー・トラスト不動産販売**
TEL.024-925-3930

〒963-8024 郡山市朝日1丁目6番12号
FAX.024-925-3931
[営業時間] AM 9:00~PM6:30 水曜定休

大切なこの街と人のために "信頼される存在でありたい" がモットーです。

1976年からずっと郡山。

人と不動産に、Team Gunchuの提案力。

郡中GROUP × 不動産

不動産の郡中

家庭ごみの分け方・出し方

ごみの収集日

収集日は、大きく分けると「燃やしてよいごみ」「燃えないごみ」「びん・缶・紙」「ペットボトル・プラスチック製容器包装」に分かれています。「燃やしてよいごみ」は週2回、「燃えないごみ」は月1回、「びん・ガスカートリッジ・スプレー缶・使用済乾電池・アルミ缶・スチール缶・紙類」は2週間に1回(※びんの袋には袋に入れた乾電池を一緒にに入れて出します。)、ペットボトル・プラスチック製容器包装は週1回収集を行っています。ごみの日カレンダーでよくご確認ください。また、ごみを出す時間を守り、ごみ集積所をきれいに使用しましょう。

※祝日・振替休日も通常通りごみの収集を行っています。(年末年始・日曜は休み。詳しくは「ごみの日カレンダー」でご確認ください。)

ごみ排出時の注意

●粗大ごみ
大型家具や自転車、こたつ、ベッドなどは、3R推進課へ申し込んでください。(申し込みは週1回5点まで、回収は翌週中になります)

●市で収集しないごみ

- (1) 商店、事業所、飲食店などのすべての事業活動から出る廃棄物
- (2) 引越、庭木剪定などの臨時的多量ごみ、量、建具など
※ご自分で富久山または河内クリーンセンターへ搬入するか、廃棄物収集運搬許可業者(有料)に依頼してください。なお、クリーンセンターへの搬入は、有料となるものもあります。

●市で処理できないごみ

タイヤ、バッテリー、ピアノ、ガスボンベなど
※専門の業者へ処分を依頼してください。

家電リサイクル品の処分方法

家電リサイクル法によりテレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫は次のいずれかの方法で処理してください。いずれの処理も、定められたリサイクル料金を負担する必要があります。

- (1) 買い替えの場合…新たに購入する販売店に引き取りを依頼してください。
- (2) 廃棄する場合…次のいずれかの方法で処理を依頼してください。

- ① 過去に購入した販売店に引き取りを依頼してください。
- ② メーカー等を確認後、最寄りの郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所へ自己搬入してください。

●指定引取場所

日本通運(株)郡山支店
(郡山コンテナ事業所)
谷島町5-37 ☎941-1012

(3) 上記のほか、電話帳などで廃棄物の収集運搬業許可業者を選び、引き取りを依頼してください。
※家電リサイクルについての詳細は、下記ウェブサイトをご覧ください。
一般財団法人
家電製品協会 家電リサイクル券センター
(<https://www.rkc.aeha.or.jp>)

水銀使用製品の分別回収

下記の水銀使用製品は他の燃えないごみとは別の袋に入れて「燃えないごみの日」に出してください。表面に「蛍光管」「水銀体温計」などと中身を表記して出してください。

- ・蛍光管…「割れていないもの」、「割れたもの」に分けてそれぞれ中身の見える袋に入れるか、購入したときの箱に入れて出してください。
- ※LED電球、白熱電球は対象外

・水銀体温計、水銀血圧計など…中身の見える袋に出してください。(割れないように紙などで包んで)

使用済小型家電リサイクル

家庭内のパソコン、タブレット型端末機、デジタルカメラ、携帯電話、スマートフォン等の使用済小型家電は、市役所本庁舎・西庁舎、各行政センター、各市民サービスセンター、各クリーンセンター、中央公民館内にある緑色の回収ボックスに投入してください。



回収ボックス

【なぜ分別収集をするの?】

●地球環境を守ることができます。
近年は「大量生産→大量消費→大量廃棄」という生活が当たり前のようになっていますが「資源」を大量に消費の中で、生活環境へのさまざまな悪影響を引き起こしています。

●資源の再利用ができます。
燃やしたり、埋め立てたりするごみの中には、資源物となるものが含まれています。分けることにより、もう一度リサイクルすることができます。

【リサイクルを進めるとどうなるの?】

●エネルギーの節約ができます。
リサイクル原料から製品を生産することにより、鉱石や木材などの原料から生産するよりもエネルギーを節約することができます。

●ごみの量が減ります。
これまで燃やしてよいごみとして捨てられてきたペットボトルやプラスチック製容器包装などをリサイクルすることにより、ごみの量が減少し、ごみを燃やすと出る二酸化炭素や大気汚染物質の量が少なくなります。また、ごみの埋立処分場も長く使うことができます。

●限りある資源を有効に活用することができます。
資源のリサイクルは、限られた資源の有効利用はもとより、地球環境を守ることにもつながります。

例)古紙1トンをリサイクルすると、立木(14cm×8m)20本の節約をすることができます。

家庭ごみの分け方・出し方 (事業系ごみを除く)

区分	燃やしてよいごみ	燃えないごみ	資源物	粗大ごみ
市で収集するごみ	生ごみ・紙くず・衣類 	ガラス(鏡・窓ガラスなど) 	びん びんは、食品・飲料・化粧品が入っていたものに限ります。キャップをはずし、中を洗って、色に関係なくすべて一緒に、袋に入れて出す。 	大型家具類
	庭枝木・木くず 	陶器類 	使用済乾電池 資源物の日にしてください。 	電気コタツ
	※長さ1m以内 束の直径30cm以内 1回に2束まで	ガスコンロ 	ガスカートリッジ・スプレー缶 爆発防止のため、必ず使い切って穴を開け、袋に入れる。 ※火気のない風通しのよい屋外で作業してください。 ※「燃えないごみ」の日には、出さないでください。 	ベット
	ストープ(石油、電気、ガス、ファンヒーター) ※10kg以上は粗大ごみ 	炊飯器 	アルミ缶・スチール缶 缶は、食品・飲料の入っていたものに限りです。 	自転車
	ゴム・皮製品 	ダンボール・新聞紙・雑誌・その他紙製容器包装 ※種別ごとに束ねて出す。 	紙パック ※中を洗って切り開き束ねて出す。 	※電話であらかじめ3R推進課へ申し込んでください。回収は1回につき5点までです。回収日は原則として申し込みの翌週中になります。
	プラスチックの製品類 	水銀使用製品(蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計など) 分別して中身の見える袋に入れて出す。 ※前頁を参照してください。 	ペットボトル 炭酸飲料、ジュース、ウーロン茶、ミネラルウォーター、焼酎、清酒など。(油用を除く。)キャップ、ラベルをはずして中を軽くゆすぐ。 	家電リサイクル法により、テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫については、市では収集できません。ご不明な点は3R推進課までお問合せください。
	ふとん ※丸めて1回2枚まで 	電子レンジ(10kg以上は粗大ごみ) 	プラスチック製容器包装 ペットボトルのキャップやラベル、ポリ袋類、レジ袋、発泡スチロール容器、プラスチック容器など。 ※油や汚れの付いたものは、燃やしてよいごみとして出す。 	
	●その他燃えるもの	●その他燃えないもの		

●犬、猫、ペット類の処理
自己処理できない場合は、ビニール袋で包み、ダンボール箱に入れて3R推進課またはクリーンセンターへ持参してください。(処分手数料 1件につき1,030円)



●お問合せ●
3R推進課
☎924-2181

粗大ごみ・家電・産廃全般・医療廃棄物 等々

**ゴミでお困りの際は
お電話ください**

TEL.024-959-2672

許可番号 収集・運搬
特別管理産業廃棄物(福島県 第00752012808号)
産業廃棄物(福島県 第00702012808号)
特別管理産業廃棄物(郡山市 第08761012808号)
産業廃棄物(郡山市 第08711012808号)
一般廃棄物 収集・運搬(郡山市 第65)

(有)ワールド・グリーン
郡山市喜久田町堀之内字李田1-35
TEL.024-959-2672 FAX.024-959-2681

新車・中古車・オークション代行・車検整備・钣金塗装 等々

**事故車・故障車困ったときは
お電話ください**

TEL.024-959-3135

年中無休 24時間対応 レッカー運搬OK!!

(有)喜久田自動車商会
郡山市喜久田町堀之内字李田7-1
TEL.024-959-3106(代) FAX.024-959-3375

電気

～東北電力とご契約のお客さまへ～

新しい場所で、快適な生活を送るために、まずは電気のお手続きから始めましょう。
お引越の手続きは、インターネットが便利です。
お電話でのお申込の場合は、フリーダイヤルへお掛けください。

インターネットからのお引越申込みについては



LINEで「お引越手続き」
はじめました!

お問合せのフリーダイヤル(～2020.3.31)

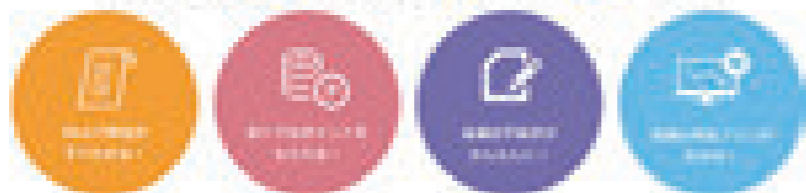
<p>お引越・アンペア変更 ☎ 0120-175-266</p> <p>受付時間 月曜～金曜(祝日除く) 午前9時から午後6時まで 土曜(祝日除く) 午前9時から午後5時まで ※1年末年始(12/29～1/3)を除く ※2期9時台は大変混み合いになりつつありますが、ご迷惑をおかけいたします。 →転居日・入居日が決まったとき →電気契約アンペアを増やしたいときなど</p>	<p>停電・緊急時のお問い合わせ ☎ 0120-175-366</p> <p>受付時間 平日・休日を問わず24時間受付いたします。 →突然電気が消えたら? →切れてたれ下がっている電線を見つけた場合はどこへ連絡したらいいの? →電線や鉄塔に風(ビニール等)が引っかかっている場合は、どこへ連絡したらいいの?</p>	<p>電気設備に関するお問い合わせ ☎ 0120-175-377</p> <p>受付時間 月曜～金曜(祝日除く) 午前9時から午後8時まで 土曜(祝日除く) 午前9時から午後5時まで ※1年末年始(12/29～1/3)を除く ※2期9時台は大変混み合いになりつつありますが、ご迷惑をおかけいたします。 →電柱、電線を移動してほしいとき →配電線付近の伐採をしてほしいとき →家屋解体にともなう電気設備の撤去など</p>	<p>その他のお問い合わせ ☎ 0120-175-466</p> <p>受付時間 月曜～金曜(祝日除く) 午前9時から午後6時まで 土曜(祝日除く) 午前9時から午後5時まで ※1年末年始(12/29～1/3)を除く ※2期9時台は大変混み合いになりつつありますが、ご迷惑をおかけいたします。 →電気のご契約名義を変更したいとき →電気料金のお支払方法を変更したいときなど</p>
--	---	---	--

お問合せのフリーダイヤル(2020.4.1～)

<p>お引越のお申込み ☎ 0120-175-266</p> <p>受付時間 月曜～金曜(祝日除く) 午前9時から午後5時まで ※1年末年始(12/29～1/3)を除く ※2期9時台は大変混み合いになりつつありますが、ご迷惑をおかけいたします。 →転居日・入居日が決まったとき →電気契約アンペアを増やしたいときなど</p>	<p>停電・緊急時のお問い合わせ ☎ 0120-175-366</p> <p>受付時間 平日・休日を問わず24時間受付いたします。 →突然電気が消えたら? →切れてたれ下がっている電線を見つけた場合はどこへ連絡したらいいの? →電線や鉄塔に風(ビニール等)が引っかかっている場合は、どこへ連絡したらいいの?</p>	<p>電気設備に関するお問い合わせ ☎ 0120-175-377</p> <p>受付時間 月曜～金曜(祝日除く) 午前9時から午後5時まで ※1年末年始(12/29～1/3)を除く ※2期9時台は大変混み合いになりつつありますが、ご迷惑をおかけいたします。 →電柱、電線を移動してほしいとき →配電線付近の伐採をしてほしいとき →家屋解体にともなう電気設備の撤去など</p>	<p>その他のお申込み・お問い合わせ ☎ 0120-175-466</p> <p>受付時間 月曜～金曜(祝日除く) 午前9時から午後5時まで ※1年末年始(12/29～1/3)を除く ※2期9時台は大変混み合いになりつつありますが、ご迷惑をおかけいたします。 →電気のご契約名義を変更したいとき →電気料金のお支払方法を変更したいときなど</p>
--	---	---	---

【よりそうeねっと】のご案内

無料で利用できる東北電力のWebサービス
よりそうeねっとの4つの「eね!」



ガス

東部ガスからのお知らせ

ガス料金のお支払いについて

ガス料金のお支払いは、便利な口座振替支払いをお勧めします。毎月のガス料金等をお客さまのご指定預金口座から自動的にお支払いいただく方法です。口座振替以外にも、クレジットカード払いも選んでいただけます。

お引越のお手続き

お引越などによりガスのご使用を中止される場合は、使用中止希望日の2～3日前までにお電話でご連絡、もしくは東部ガスの窓口のいずれかでお申込みください。ガス閉栓、料金精算に伺います。土日祝日も作業にお伺いします。

ガスでつくる豊かな暮らし。

■郡山市に転入したら
新しい住まいが都市ガスなのか、プロパンガスなのかを確認し、都市ガスの場合は、東部ガス福島支社、プロパンガスの場合は、最寄りのプロパンガス販売店に連絡し、必ず「安全点検」を受けてから使用してください。

郡山でご利用できる都市ガスの種類は「13A」です。

東部ガスは、13Aの都市ガスを供給しています。都市ガス13A用のガス機器をお使いください。

ガス機器のラベルの見方



お台所にはガス漏れ警報器、お部屋には火災警報器をおすすめします。

都市ガス警報器には不完全燃焼、火災警報機能をプラスした1台3役もごさいます。



■お問い合わせ・お申し込みは下記の「東部ガス」までお気軽にどうぞ。

日ごろの住まいのお困り事、ご不便に感じていることをお気軽にご相談ください。

ウチ住サービス 住まいのお困りごと解決メニュー

キッチン

- システムキッチン入替
- ガスコンロ・IH交換
- レンジフード交換
- 食器洗い乾燥機取付
- 浄水器設置

トイレ

- トイレ交換
- ウォシュレット取付
- 手すり取付
- 新規トイレ設置

洗面脱衣室

- 洗面化粧台交換
- 脱衣室暖房設置
- ガス衣類乾燥機設置

その他、収納相談承ります。

お風呂

- システムバス入替
- 浴室乾燥暖房機設置
- シャワーヘッド、ホース交換
- タイル補修
- 手すり設置

ガスくさいときは、休日・夜間を問わず、すぐ東部ガスまたはプロパンガス販売店にご連絡を。

環境にやさしい都市ガス

東部ガス 福島支社

〒963-8001 郡山市大町2-17-4 ガス小売事業者:登録番号A0026

TEL.024-932-3333
FAX.024-939-0848

ホームページもご覧ください
http://www.tobugas.co.jp/



電話・インターネット

電話もインターネットもNTT東日本におまかせ!



快適な新生活の準備にフレッツ光をお忘れなく!

(インターネット接続サービス)

新居で始まる新生活を高速・快適なインターネット環境で楽しみたい方は

新居の電話を賢く便利に利用したい方は

せっかくの新生活でのテレビ生活をバージョンアップさせたい方は

FLET'S 光 で

ご近所のオシャレなショップやカフェもスグに探せて新生活が楽しめる!

FLET'S 光

+ひかり電話 で

自分にあった使い方を充実したオプションから選べちゃう!

FLET'S 光

+映像サービス で

好きな時間に好きな映画や人気ドラマや観たかったスポーツが自宅で楽しめちゃう!

■フレッツ光について
弊社およびご利用場所の設備状況などによりサービスのご利用をお待ちいただいたり、サービスをご利用いただけない場合がございます。インターネットのご利用にはフレッツ光の契約に加え、プロバイダとの契約が必要です(別途月額利用料等がかかります)。

■各種サービスについて
各サービスのご利用にはフレッツ光のご契約、ひかり電話をご利用の場合は加えてひかり電話のご契約が必要です(それぞれに初期費用、月額利用料などがかかります)。映像サービスについては映像サービス提供事業者との契約が必要です(契約料、工事費、月額利用料等がかかります)。

フレッツ光と各サービスのお申し込み・お問い合わせはお気軽に!
 0120-116116
 携帯PHS OK
 営業時間 午前9時～午後5時 年中無休(年末年始を除きます)

その他のお申し込み・お問い合わせは下記までお願いします。

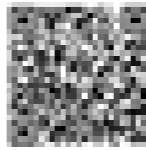
- 加入電話のお申し込み・お問い合わせ **116**
(携帯電話・PHSからは0120-116000)
- 加入電話の故障 **113**
(携帯電話・PHSからは0120-444113)
- インターネットからの申し込み **http://web116.jp**
- フレッツ光・ひかり電話の故障 **0120-000113**
- 災害時の安否連絡「災害用伝言ダイヤル」..... **171**
NTT東日本・NTT西日本の電話サービスで伝言を録音・再生する場合の通話料は無料です。その他の事業者の電話、携帯電話やPHSから発信する場合の通話料の有無等については各事業者にお問い合わせください。

上下水道局から

【ご相談窓口】■郡山市上下水道局 〒963-8016 郡山市豊田町1-4
 受付時間/午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

【郡山市の水道料金・下水道等使用料】
 郡山市では水道料金と下水道等使用料を合計して、隔月(2ヶ月)ごとに料金をお支払いいただいております。なお、メーター口径により準備料金、使用水量により水量料金が異なりますので、詳しくは上下水道局までお問合せいただくか、ウェブサイトをご覧ください。

ご相談内容	電話番号
●水道使用の開始、中止 ●水道料金について ●口座振替の申し込み	932-7641
●にごり水、出水不良について ●漏水のご連絡、水道本管の布設工事について	932-7642
●水道水のモニタリング検査について ●水道水の水質について	932-7646
●広報について	932-7643



ウェブサイト

※夜間・休日：警備室 ☎932-5236



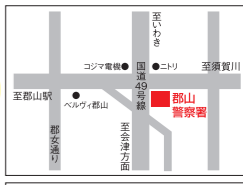
水道料金等のお支払いは便利な口座振替をご利用ください!

警察署から

郡山警察署 TEL. 922-2800
 郡山北警察署 TEL. 991-0110

■郡山市には郡山警察署と郡山北警察署の2つの警察署があります。逢瀬町、片平町、喜久田町、日和田町、富久山町、湖南町、熱海町、西田町、八山田、町東、新屋敷、不動前、備前館、小郷田の全域、待池台の全域と富田町の大部分は郡山北警察署の管轄です。その他の地域は郡山警察署が管轄しています。
 ※富田町のうち、字上西田、字大徳南、字下小次郎木、字上亀田、字中亀田、字下亀田、字廻淵は郡山警察署が管轄しています。

警察は各種相談窓口を設けています
TEL024-525-8055
 または **#9110**
FAX024-523-1177
 要望・苦情・相談はこちらへどうぞ。各警察署でも直接受け付けています。



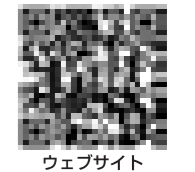
■緊急の事件・事故は110番
 運転中に携帯電話から通報する場合は、必ず車両を停止させ、現在いる場所を確認してからかけてください。

消防署から

みんなで目指そう「火災ゼロ」!
 ~火の取扱いには十分注意しましょう~
 ウェブサイトでは、災害情報や夜間・休日当番病院のほか、消防防災に関する情報を発信しています。また、テレフォンサービス(933-4000)でも、災害情報を確認することができます。

■火災・救急・救助の通報は**119番!**
通報は、あわてず、はっきりと、正確に!!
 まず火事なのか、救急なのか伝えてください。必要な情報はこちらから質問しますので、あわてず、はっきりと正確に教えてください。特に転入された方は、電話の前などに自分の住所・目標物などを記入したものを貼っておくと、とっさの時に大変役立ちます。

- 最寄りの署・分署など**
- 郡山地方広域消防組合消防本部 923-8171
 - 郡山消防署 923-8175
 - 喜久田基幹分署 959-6530
 - 日和田分署 958-2140
 - 安積分署 945-2141
 - 中田分署 973-2114
 - 針生救急所 923-5110
 - 大槻基幹分署 951-1590
 - 熱海分署 984-3124
 - 田村分署 955-3127
 - 湖南分署 982-2468
 - 富久山分署 955-6119



ウェブサイト



郡山郵便局から

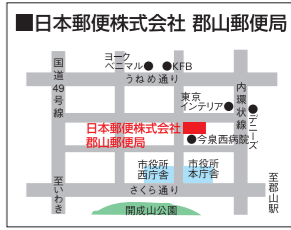
お問い合わせ先
 日本郵便のホームページ <http://www.post.japanpost.jp/>

取扱い時間のご案内 郵便・ゆうゆう窓口・貯金・ATM・保険

郵便・ゆうゆう窓口	平日	土曜日	日曜日・休日	取扱内容	お問い合わせ
郵便窓口	09:00~20:00	09:00~17:00	09:00~14:00	郵便、印紙、ゆうパック、内容証明等	●集荷・配送について 0120-540-963 ●集荷・配送を除く郵便サービス 0570-943-784
ゆうゆう窓口	00:00~24:00	00:00~24:00	00:00~24:00		

貯金・ATM	平日	土曜日	日曜日・休日	取扱内容	お問い合わせ
貯金窓口	09:00~16:00	お取り扱いしません	お取り扱いしません	貯金、為替、振替、振込、国際送金、外貨両替、国債、投資信託、変額年金保険等	●貯金サービスについて 0570-943-784 ●カード紛失などのお問い合わせ カード紛失センター(株式会社ゆうちょ銀行) 0120-794-889
A T M	07:00~23:00	09:00~21:00	09:00~19:00		

保険	平日	土曜日	日曜日・休日	取扱内容	お問い合わせ
保険窓口	09:00~16:00	お取り扱いしません	お取り扱いしません	生命保険、バイク自賠責保険、がん保険、引受条件緩和型医療保険、自動車保険、傷害保険	●保険サービスについて 0570-943-784



福島の テレビ&ラジオ (民放各局)

福島県内の情報はもちろん、郡山の新鮮な情報は、テレビやラジオでどんどんキャッチしましょう。

福島の今を伝えるテレビ



テレポートプラス

月～金曜 16:45～19:00
土曜 17:30～18:25

ひる3
土曜 ひる 12:00～14:00

福テレ

命を守る。

ラジオ福島「命を守るキャンペーン」
〜ふくしまゼロアクション〜

キャンペーン番組
「rfc 命を守るキャンペーン」
〜ふくしまゼロアクション〜
毎週月曜日 15:25～15:35

読むラジオ「ラジふく」
では番組を文章で再録しています。

パソコンやスマホでラジオが聴ける！
radiko
rfcラジオ福島

AM 郡山 109.8kHz
FM ワイドFM 中通り 90.8MHz

Chū! 月～金 4 → 6 時中をふくしまに
シロクジチュウ
3時50分

福島中央テレビ 5Q

福島の“今行きたい”“今知りたい”を 私たちがお届けします

猪俣 理恵 坂寄 直希 安藤 桂子 池田 速人 笠置 わか菜 内田 智之 山崎 聡子 樋口 陽一 岩淵 葵

81.8MHz NOW ON AIR

HAPPYLOVESMILE

ふくしまFM

NEWS

NEWS

NEWS

はまなが
あいづ
TODAY

きょうの福島のニュースや
話題をより早く、より深く
お伝えます。

総合テレビ
月～金曜日
午後 6:10～7:00

とどけ! ふくしま愛。

ラジオ第1
月～金曜日
午後 5:00～6:00



周波数 (kHz)	福島	原町	双葉	いわき	郡山	田島	西会津	会津若松	只見
	1,323	1,026	1,161	1,341	846	1,341	1,368	1,161	1,161

～ 令和元年台風19号等により被災されたみなさまへ～ 放送受信料免除についてのお知らせ

昨年10月の令和元年台風第19号により被災されたみなさまに、心からお見舞い申し上げます。
NHKでは、令和元年台風第19号による被害における、放送受信料の免除について、次のとおり実施しております。

	免除の範囲	免除の期間
(1)	災害救助法が適用された区域内(※)において半壊、半壊または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約	令和元年10月から令和2年3月まで (6か月間(4か月間延長))
(2)	災害救助法が適用された区域内(※)において、災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1か月以上受けている方の放送受信契約	令和元年10月から令和2年3月まで (6か月間) ただし、令和2年4月1日時点において、引き続き災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を受けている場合は、その解除された日の属する月の翌月まで

詳しくはNHK福島放送局のホームページをご確認ください。
<https://www.nhk.or.jp/fukushima/>



NHK福島放送局

お手続き方法につきましては、NHK福島放送局のホームページをご覧ください。
NHKナビダイヤルまでお問い合わせ下さい。
●お問い合わせ先
NHKナビダイヤル
TEL 0570-077-077
(午前9時～午後8時)

(1)、(2)ともに該当する場合は、(2)として取り扱うものとします。
※既にお支払い済みの場合は、お支払い済みの期間を6か月間繰り下げさせていただきます

NHK 福島放送局 〒960-8588 福島市早稲町1-2
電話 024-526-4333